

○郡上市郡上八幡市街地まちなみづくり町民協定による景観形成補助金交付要綱

令和5年5月1日告示第117号

郡上市郡上八幡市街地まちなみづくり町民協定による景観形成補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この告示は、郡上八幡市街地の町並み景観の保全及び向上のため、建物等の修理、修景等により良好な景観形成に著しく寄与すると認められる行為に対して、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡上市補助金等交付規則（平成16年郡上市規則第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象区域)

第2条 この告示で定める補助金の交付対象となる区域（以下「対象区域」という。）は、町並み景観の向上に資するため、区域内の居住者、建物所有者及び使用者の3分の2以上の賛同を得た協定（以下「協定」という。）を締結し、市長がこれを承認した次に掲げる区域とする。

- (1) 郡上八幡市街地中央区域
- (2) 郡上八幡市街地東部区域
- (3) 郡上八幡市街地南部区域
- (4) 郡上八幡市街地北部区域

(補助金の交付対象事業)

第3条 この告示により補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす事業とする。ただし、市長が特に認めるものについては、この限りでない。

- (1) 対象区域内で行う建築物、工作物、屋外広告物等の新築、増築、改築、修理、修繕等のうち、協定で承認を得た別表に定める基準に適合するもので、町並みの景観形成について他の模範となる事業とする。
- (2) 交付決定日の属する年度の末日までに対象箇所の全てを完了する事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、前条に掲げる補助事業を実施する者とする。ただし、市税の滞納がある者は除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助事業に要する経費で、別表に定める経費の区分に応じ、同表の補助率及び補助限度額の範囲内において市長が決定する額とする。

2 補助金の交付は、同一地で行う行為に対し、別表に定める経費の区分に応じ、それぞれ1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる図書を添付した郡上八幡市街地まちなみづくり町民協定による景観形成補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 計画内容の把握できる図書
- (2) 工事見積書
- (3) 現況写真
- (4) 建築行為等承認書の写し
- (5) その他市長が必要と認める図書

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに補助金の交付の可否を審査し、その旨を郡上八幡市街地まちなみづくり町民協定による景観形成補助金交付決

定通知書（様式第2号）により補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定した場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、これに条件を付することができる。

（申請事項の変更交付申請）

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請書に記載した事項及び添付図書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長に郡上八幡市街地まちなみづくり町民協定による景観形成補助金交付変更承認申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかに変更の内容を審査し、その旨を郡上八幡市街地まちなみづくり町民協定による景観形成補助金交付変更承認書（様式第4号）により当該内容を申請した者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 交付決定者は、補助事業の中止等により申請の取下げをしようとする場合は、郡上八幡市街地まちなみづくり町民協定による景観形成補助金交付申請取下届（様式第5号）を市長に届け出なければならない。

（完了報告）

第10条 交付決定者は、補助金の交付の決定を受けた事業が完了したときは、速やかに次に掲げる図書を添付した郡上八幡市街地まちなみづくり町民協定による景観形成補助金実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- （1） 実施内容の把握できる図書
- （2） 完了工事費内訳書
- （3） 完成写真
- （4） その他市長が必要と認める図書

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受け、補助金を交付することを適正と認めたときは、補助金の額を決定し、郡上八幡市街地まちなみづくり町民協定による景観形成補助金確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、郡上八幡市街地まちなみづくり町民協定による景観形成補助金交付請求書（様式第8号）により、市長に補助金の交付を請求することができる。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年5月1日から施行する。

（失効）

- 2 この告示は、令和8年3月31日限りその効力を失う。

別表（第3条、第5条関係）

項目	補助基準	補助率	補助限度額	備考
----	------	-----	-------	----

				(円)	
建築物	屋根	対象区域において、協定に基づく審査で承認を得た屋根で実施するもの	2 / 3 以内	120,000	道路から通常望見できる主屋正面
	庇	対象区域において、協定に基づく審査で承認を得た庇で実施するもの	2 / 3 以内	120,000	道路から通常望見できる主屋正面
	外壁	対象区域において、協定に基づく審査で承認を得た外壁で実施するもの	2 / 3 以内	30,000	道路から通常望見できる主屋正面
			2 / 3 以内	100,000	道路から通常望見できる主屋側面 例：角地の主屋側壁
			2 / 3 以内	50,000	道路から通常望見できる範囲の附属屋側面 例：角地の附属屋側壁
	開口部	対象区域において、協定に基づく審査で承認を得た開口部を設け実施するもの	2 / 3 以内	160,000	道路から通常望見できる主屋正面
	塗装	対象区域において、協定に基づく審査で承認を得た塗装で実施するもの	2 / 3 以内	70,000	道路から通常望見できる主屋正面
工作物	工作物	対象区域において、協定に基づく審査で承認を得た工作物を設置するもの	2 / 3 以内	100,000	道路から通常望見できる範囲 補助率10,000円／m 屋根付きの門や塀等は、建築物の助成基準に準ずる。
その他	屋外広告物	対象区域において、協定に基づく審査で承認を得た屋外広告物を設置するもの	2 / 3 以内	10,000	
	設備機器	エアコンの室外機及びその他設備機器類は、対象区域において、協定に基づく審査で承認を得た対策で実施するもの	2 / 3 以内	5,000	

郡上市長 様

申請者 住所

氏名

郡上八幡市街地まちなみづくり町民協定による景観形成補助金交付申請書

郡上市郡上八幡市街地まちなみづくり町民協定による景観形成補助金の交付を受けたいので、郡上市郡上八幡市街地まちなみづくり町民協定による景観形成補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

また、私の市税の納付状況等について、市が調査確認することを承諾します。

事業実施場所	郡上市		
建築行為等 承認書番号	第	号	
事業期間	自	年 月 日	至 年 月 日
事業の内容			
補助金の対象となる事業費	円		
補助金の申請額	円		

（注意） この申請書には設計書等計画内容のわかる図書、工事見積書、現況写真及び建築行為等承認書の写しを添付してください。

様

郡上市長

印

郡上八幡市街地まちなみづくり町民協定による景観形成補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった郡上市郡上八幡市街地まちなみづくり町民協定による景観形成補助金の交付については、次のとおり交付することを決定したので、郡上市郡上八幡市街地まちなみづくり町民協定による景観形成補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

事業実施場所	郡上市
補助金の交付決定金額	円
補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えた場合は、その内容及び理由	
交付の条件	1 補助事業の実施にあたっては、郡上市郡上八幡市街地まちなみづくり町民協定による景観形成補助金交付要綱及び郡上市補助金等交付規則に定めるところにより行わなければならない。 2 補助事業の執行方法が不適切な場合には、補助金の交付決定の取消し、返還を命ずることがあります。 3 補助事業に係る経費の収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておくとともに、補助事業が完了した年度の翌年度以後5年間保存しなければならない。
備考	監査委員等が必要と認めたときは、地方自治法等の規定により監査、調査等を行うことがあります。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

郡上市長 様

住所

氏名

郡上八幡市街地まちなみづくり町民協定による景観形成補助金交付変更承認申請書

郡上八幡市街地まちなみづくり町民協定による景観形成補助金交付申請書の記載事項を変更したいので、郡上市郡上八幡市街地まちなみづくり町民協定による景観形成補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	指 令 第 号
事 業 実 施 場 所	郡上市		
建 築 行 為 等 承 認 書 番 号	第 号		
変 更 の 内 容			
変 更 後 の 補 助 金 の 対 象 と な る 事 業 費	円		
変 更 後 の 補 助 金 の 申 請 額	円		
変 更 の 理 由			

（注意） この申請書には変更後の設計書等計画内容のわかる書類、工事見積書、現況写真及び建築行為等承認書の写しを添付してください。

様式第4号（第8条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

郡上市長



郡上八幡市街地まちなみづくり町民協定による景観形成補助金交付変更承認書

年 月 日付けで申請のあった郡上市郡上八幡市街地まちなみづくり町民協定による景観形成補助金は、郡上市郡上八幡市街地まちなみづくり町民協定による景観形成補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり交付決定の変更をしたので通知します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	指令 第 号
事 業 実 施 場 所	郡上市		
建 築 行 為 等 承 認 書 番 号	第 号		
変 更 の 内 容			
変更前交付決定金額	円		
変更後交付決定金額	円		
変 更 の 理 由			

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

郡上市長 様

住所

氏名

郡上八幡市街地まちなみづくり町民協定による景観形成補助金交付申請取下届

郡上市郡上八幡市街地まちなみづくり町民協定による景観形成補助金交付要綱第9条の規定による、郡上八幡市街地まちなみづくり町民協定による景観形成補助金の交付を取下げたくお届けします。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	指 令 第 号
事 業 実 施 場 所	郡上市		
建 築 行 為 等 承 認 書 番 号	第 号		
補 助 金 の 対 象 と な る 事 業 費	円		
補 助 金 の 申 請 額	円		
取 下 げ の 理 由			

（注意） この届出書には補助金交付決定通知書を添付してください。

郡上市長 様

住所

氏名

郡上八幡市街地まちなみづくり町民協定による景観形成補助金実績報告書

郡上八幡市街地まちなみづくり町民協定による景観形成補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、郡上市郡上八幡市街地まちなみづくり町民協定による景観形成補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	指 令 第 号
事 業 実 施 場 所	郡上市		
建 築 行 為 等 承 認 書 番 号	第 号		
事 業 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日		
補助金の交付決定金額	円		
事 業 の 内 容			

（注意） この実績報告書には実施内容の把握できる図書、完了工事費内訳書及び完成写真を添付してください。

郡上市長



年 月 日付けで申請のあった郡上八幡市街地まちなみづくり町民協定による景観形成補助金は、次のとおり補助金の額を確定したので、郡上市郡上八幡市街地まちなみづくり町民協定による景観形成補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	指 令 第 号
事 業 実 施 場 所	郡上市		
建 築 行 為 等 承 認 書 番 号	第 号		
補助金の交付決定金額	円		
補 助 金 の 確 定 金 額	円		

郡上市長 様

住所

氏名

郡上八幡市街地まちなみづくり町民協定による景観形成補助金交付請求書

郡上市郡上八幡市街地まちなみづくり町民協定による景観形成補助金交付要綱第12条の規定により補助金を交付されるよう請求します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	指 令 第 号
事 業 実 施 場 所	郡上市		
建 築 行 為 等 承 認 書 番 号	第 号		
補助金の請求金額	円		

振 込 先	
金融機関名	
(ふりがな) 口座名義	
口座種別	普通 ・ 当 座
口座番号	